

途上国の村落自治体から見た出生登録の実像

— インドにおける村落住民リストとのマッチングに基づく検証 —

岡部純一*

要旨

本研究は、出生登録制度が未整備な途上国の実態について、インドの村落社会の出生登録を体系的に検証することによって明らかにする。検証を体系的に行うために、本研究は、当該村落の出生登録者リストを同村落対象の既存の全数調査個票リストと一件ずつマッチングした。その結果、ある村落の常住者に対する出生登録のカバレッジは、よその自治体で出生登録された子供を加えたとしても、国・州レベルで推計されたカバレッジと同様に低水準である。しかし、その村落常住者が暮らす村落自治体の出生登録のカバレッジはそれよりはるかに低い。多くの出生がよその自治体で登録され、常住地には伝達されないからである。村落自治体の登録情報から姿の見えない村の子供の数は、国際機関・国家・州政府レベルの公表数字よりはるかに大きい。このような出生登録制度は、構造上、村落自治体の住民自治にとって有用とはいえない。

キーワード

出生登録、マッチング、常住地、村落自治体、住民自治

1. はじめに

国連の子供の権利条約は子供が出生登録される権利を宣言している。だが、世界には出生登録のカバレッジが、依然低い水準で推移している国と地域が少なくない。未登録の子供たちは、この世界に生を受けた出発点からその姿が公的記録から見えない存在になっている。そのため、保健医療、教育など基礎的ケイパビリティを享受する権利から排除されるだけでなく、その後も公民として権利を十分保証されなくなる可能性が懸念されている¹⁾。出生登録制度が未整備な国の中には、アジア・アフリカの人口稠密な途上国が多く含ま

れているため、全世界で登録された出生件数は実際の出生件数のわずか64%（2000-2007年平均）をカバーしているにすぎないという推計がある。ユニセフは、2007年に出生した子供の約5,100万人が登録上姿の見えない存在になっていると警告している²⁾。

これはきわめて複合的な要因から生ずる社会現象である。そのため多様な観点から議論がなされ、各国の取り組みも様々である。ところが、途上国の出生登録制度について、登録の現場である地域社会において体系的に検証する試みは少ない。近年、地方分権化が進行する途上国では、住民自治との関係で出生登録の必要性があらためて問い直されている。不完全な出生登録制度を改善するためには、途上国においても、地域住民の理解とボトム

* 横浜国立大学経済学部・大学院国際社会科学部研究科
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-3

アップ的な協力が不可欠である。地域社会の草の根レベルの視点から検証を行うためには、国連や国家・州政府レベルのマクロな統計に依拠するだけでなく、末端自治体の住民を網羅した精密なデータを比較基準にした体系的な検証が必要である。

そこで、本研究は、カバレッジの低い出生登録制度の実態を、インド農村部の Warwat-Khanderao 村の村落自治体（「村落パンチャヤット (*Gram Panchayat*)」)³⁾の出生登録を事例に検証する。登録制度の末端村落では、登録制度をめぐる住民の社会構造がミクロな世界として広がっている。検証を体系的に行うために、本研究は、当該村落の出生登録者リストを同村落対象の既存の全数調査個票リストと一件ずつマッチングする方法を用いた⁴⁾。マッチングの結果、一致が確認できない子供集団については、村落住民の協力で住民の視点からその原因を一件ずつ追求した。この方法によって、国家・州政府レベルの推計値からは識別困難な新たな問題が浮上した。それは、出生を常住地ではなく出生地で登録する多くの途上国において、村落自治体出生登録が常住人口をカバーする水準が、国家・州政府レベルの公表カバレッジの水準をさらに大きく下回るといえる問題である。そうした村落自治体にとって姿の見えない村落常住の子供の数ははるかに多いのである。

2. 世界の出生登録の現状

世界の出生登録、とりわけ途上国の出生登録の整備は国連等の国際機関の焦眉の課題である。国連統計部は、1991年に事業計画：International Programme for Accelerating the Improvement of Vital Statistics and Civil Registration Systemsを採択し、出生登録制度が未整備な国々の技術支援に乗り出している⁵⁾。ユニセフは、子供の権利条約を指針に出生登録の整備を支援し、出生登録の現状をモニタリングしている⁶⁾。そのため、国連統計部とユ

ニセフそれぞれが、世界各国の出生登録のカバレッジを公表している⁷⁾。国連統計部は、1948年以降、調査様式：Demographic Yearbook Questionnaireを通じて世界各国の統計局に人口動態統計のカバレッジ（90%以上、90%未満、その他等）を問い合わせている⁸⁾。1977年以降は、各国にカバレッジ推計の方法を問い合わせている⁹⁾。一部諸国を除いて、ほとんどの国は出生登録をベースに出生統計を報告している¹⁰⁾。一方、ユニセフは、世帯標本調査：複数指標クラスター調査（Multiple Indicator Cluster Survey）や、アメリカ合衆国国際援助機構：United States Agency for International Development (US AID) の世帯標本調査：人口保健調査 (Demographic and Health Survey) を利用して、子供の出生登録について直接確認している。それらの世帯標本調査には、出生登録の有無、出生証明書の有無等を子供の保護者に直接質問する項目が付加されている。

〈図表-1〉は、ユニセフが出生登録情報や世帯標本調査から推計した出生登録率の地域別平均値を示したものである。ユニセフの推計によると、2007年出生の未登録の子供5,100万人のうち2,430万人が南アジアに集中している¹¹⁾。登録の水準は農村部の方が都市部より低い。インド版人口保健調査である2005-2006年 National Family Health Survey (NFHS)¹²⁾は、インドの出生登録率を41%と推計している。一方、後述するインド独自の標本調査：Sample Registration System (SRS) はインドの出生登録率を69% (2005年) と推計している。〈図表-2〉に示すように、カバレッジは国内地域別でもばらつきが大きい。

本研究は、上記の途上国出生登録制度の実態を明らかにするために、インド農村部のある村落自治体の出生登録を取り上げて、それを体系的に検証する。ただし、出生登録のカバレッジと人口動態統計のカバレッジは同じではない。登録行政のヒエラルキーが機能不

全に陥り、実際の登録と上位機関への報告が異なることがあるからである。本研究の課題は、人口動態統計の全体的評価ではなく、人

口動態統計の土台である末端自治体の出生登録を正確に評価することである。

図表-1 世界の地域別平均出生登録率 (2000-2009年) (%)

	全体	都市部	農村部
サハラ以南のアフリカ	38	54	30
中東・北アフリカ	77	87	68
南アジア	36	50	31
うちインド	41	59	35
東アジア・太平洋州 (中国を除く)	71	82	66
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	90	-	-
CIS諸国・中東欧諸国	96	96	95
先進工業国	-	-	-

注) -はデータなし。

引用) UNICEF, *The State of the World's Children 2011*, 2011, p.123.

資料) 複数指標クラスター調査, 人口保健調査, その他各国標本調査及び各国公民登録システム。各国データは2000-2009年の期間で直近年の年間登録率。

図表-2 インドの出生登録率 (%)

州/特別行政区	SRSによるカバレッジ推計			2005-2006年NFHSによるカバレッジ推計		
	1985年	1995年	2005年	全体	都市部	農村部
全インド	39.0	55.0	69.0	41.1	59.3	34.8
州						
アンドラプラデシュ	26.9	34.4	61.0	40.3	49.4	35.6
アッサム	N. A.	N. A.	71.2	43.0	67.4	40.0
ビハール	20.0	18.7	16.9	5.8	13.7	4.7
グジャラート	62.1	96.3	89.5	85.6	88.4	84.0
ハリヤーナ	60.8	73.4	84.3	71.7	75.5	70.5
ジャンム&カシミール	46.4	N. R.	64.8	35.8	56.1	30.6
カルナータカ	40.4	86.5	87.6	58.3	72.3	49.8
ケララ	94.8	101.7*	100.0	88.6	91.0	87.5
マディヤプラデシュ	46.3	50.8	53.3	29.7	37.3	27.5
マハラシュトラ	64.7	80.3	85.9	80.0	84.5	76.2
オリッサ	47.6	58.6	85.3	57.0	62.8	56.1
パンジャブ	74.2	92.4	100.0	76.8	76.7	76.9
ラジャスタン	16.4	23.7	65.3	16.3	38.3	10.8
タミルナドゥ	67.7	90.3	100.0	85.8	90.3	81.9
ウッタルプラデシュ	13.6	40.6	35.3	7.1	22.7	3.2
西ベンガル	N. A.	64.3	97.0	75.8	85.4	73.2
特別行政区						
デリー	85.3	116.0*	100.0	62.4	61.9	67.6

注 1) 人口1000万人以上の州・特別行政区の推計値も掲載。ただし、「全インド」は全国推計値。

注 2) 出生登録のカバレッジはSRSの推計値に対する登録数の比率 (%)。

注 3) N. A. は算定不能。N. R. は Sample Registration Survey (SRS) のデータが使用不能。

注 4) 出生登録のカバレッジが100%を超える*記号を付した地域は、当該地域で出産するために流入した域外常住者の流入超過が大きいため登録件数が推計出生件数を上回る地域である。SRSは出生を発生地ではなく母親の常住地でカウントしている。一方、2005年SRSデータは100%以上を四捨五入した数字。

資料) 出生登録の1985年・1995年データは、Registrar General, India から直接入手。2005年データは、Government of India, *Manual on Vital Statistics*, 2010から。2005-2006年NFHSのデータは、International Institute for Population Sciences (2007) から。

3. インドの出生登録制度

インドの出生登録の歴史は、国勢調査 (Census of India) の歴史と共に古く、イギリス植民地時代の19世紀にまでさかのぼる。だが、登録を法的に義務づけた全国統一の出生・死亡登録制度が成立したのは、「出生・死亡登録法, 1969」(Registration of Births and Deaths Act, 1969 — 以下, ‘RBD Act, 1969’ と略す) の制定以降である¹³⁾。RBD Act, 1969によって、インド内務省の附属機関: RGI (Registrar General, India) を頂点に、州登録官から、末端地域の登録官 (Registrar) に至る全国的なヒエラルキー組織網が成立した。この近代的な登録制度は、公民登録システム (Civil Registration System) と呼ばれている。

出生登録の仕組みとその運用規則は、RBD Act, 1969と各州施行規則に規定されている。出生登録の手続きは概略次のように進行する。まず、出生は、その発生時点から21日以内に、届出人によって、所定の届出様式で、出生の発生地を管轄する登録センターの登録官に届出られる。在宅出産においては世帯主が届出人となり、病院等医療施設内の出産においては当該医療担当者が届出人となるのが原則である。届出遅延に対しては手数料、虚偽の申告・登録拒否に対しては罰金が科せられるのが原則である。登録手続きの完了と同時に、登録官は届出人に出生証明書を無料で発行する。登録官は、届出様式の「統計情報欄」を「法的情報欄」から切り取り線で切り離し、法的情報欄の原票を「出生登録 (Birth Register)」として保管し、統計情報欄を州登録官に送付する。登録官は、その後、問い合わせに応じて出生登録を検索し、有料で出生証明書を発行する。

インドの出生登録の登録地点は、出生の発生地 (place of occurrence) であり、両親や子供の常住地 (place of usual residence) ではない。その点で、出生の登録は、いわば発生地主義であり常住地主義ではない。そのため、

母親の実家や病院等医療施設における出産の登録地点は、両親と子供のその後の常住地と異なることになる。届出様式には母親の常住地の記入欄があることはある。だが、インドには、出生の発生地の登録情報を母親の常住地の登録官に伝達するシステムがない。また、インドには日本の住民基本台帳のような公式の住民登録がないため、常住地の住民登録で出生児が再確認されることもない。

出生登録の利用目的は多岐にわたる。RGIは、出生登録の利用目的を「法的利用」「行政的利用」「統計的利用」に分類している¹⁴⁾。法的利用とは、個人の名前、親子関係、出生地の証明を提供して多様な法的権利を保護する目的で出生登録が利用される場合である。出生登録は、小学校入学、就職、運転免許取得、法的諸契約、結婚の際の年齢証明等として要求されることがあるとされている。行政的利用とは、出産後の母子ケア等の福祉・医療施策や予防接種計画等の基礎資料として出生登録情報が利用される場合である。統計的利用とは、人口動態統計の作成を目的に登録情報が利用される場合である。

4. 出生登録の評価方法

出生登録の評価には様々な方法がある。国連統計部が、出生登録のデータの質 (quality of data) を評価する最も重要な評価基準としているのは、完全性 (completeness) という基準である¹⁵⁾。完全性とは、特定の期間に、特定の国または地域の人口集団に発生するすべての出生が、完全に登録されているかどうかを基準とする評価尺度である。100%の登録カバレッジからの偏差は「カバレッジ誤差 (coverage error)」と呼ばれる。現代のインド及び多くの途上国において、出生登録のカバレッジは100%を著しく下回るから、大きなカバレッジ誤差を抱えていることになる。そこで、以下本稿では、出生登録の完全性とカバレッジ誤差について検証する。

それでは、末端村落の出生登録のカバレッジはいかにして評価すべきか？

4-1. ユニセフ方式

まず第1に、全数調査や標本調査において、子供の出生登録状態を直接質問して、住民の出生登録率を計測する方法がある。前述したユニセフの複数指標クラスター調査やUSAIDの人口保健調査などの世帯標本調査には、子供の出生登録の有無、出生証明書の有無に関する質問項目が付加されている。原理的には、このようなユニセフ調査の質問項目を全数調査に付加することも可能である。このような質問項目を使用したカバレッジの計測方法を、以下では「ユニセフ方式」と呼ぶ。インドでは、2000年インド複数指標クラスター調査や、前述の2005-2006年NFHSの世帯標本調査でこの方法が採用されている¹⁶⁾。ユニセフ方式の標本調査は、未登録の子供集団の標本を割り出し、父母の教育水準、宗教、カースト、経済状況など世帯属性別にクロス集計することが可能である。その反面、標本調査の限界から、州レベル以下の小地域推計が難しい。そのため、特定村落自治体の出生登録のカバレッジを正確に評価することができない。インドでは村落全体をカバーした国勢調査等の公式の全数調査において、ユニセフ方式の質問が試みられた例はない。

4-2. 個票レベルのマッチングを伴わない対比方式

次に、出生登録を、出生と関係する別の情報ソースと対比して、出生登録率を計測する方法がある。以下ではそれを「対比方式」と呼ぶ。単純な対比方式としては、出生登録の集計結果を、出生と関係する別の情報ソースの集計値・推計値と対比する方法がある。これは、個票レベルの「マッチング (matching)」を伴わない、すなわち、個票レベルのデータ照合を伴わない、集計値レベルの対比方式で

ある。

例えば、特定地域の出生登録のカバレッジを推定するために、国勢調査が当該地域で捕捉したx歳以下の子供の数を、国勢調査前x年間に登録された出生件数(x年間における子供の死亡件数は差し引く)と対比する方法がありうる。

また、出生登録のカバレッジは、出生登録の集計数を、標本調査から得られた推計値と対比することによって推定できる。一般に、出生件数・出生率は、出生登録や国勢調査からだけではなく、標本調査からも推計できる。実際、アジアにおいても中国、インド、パキスタン、パングラデシュなどの人口稠密国は、出生登録からではなく標本調査から出生件数・出生率を推計し、国連統計部Demographic Yearbookに報告しているのである。

インドは伝統的に標本調査制度が発達しているため、出生に係る優れた標本調査が複数存在する。古くはインド独立後の全国標本調査(National Sample Survey)による出生率推計にはじまり、1964年にSRSが開始されて以降は、SRSの出生率推計が利用されている。インドが国連統計部に報告する出生率もSRSの推計値である。国連統計部は、SRSを成功した二重記録システム(dual records system)の実例として挙げている¹⁷⁾。この場合、二重記録システムとは、同一標本調査地区(国勢調査区や村落)を対象に、1) 公民登録システムとは別に、学校教員等パートタイム調査員が実施する6ヵ月間の継続的記録と、2) 公民登録システムとは別に、フルタイム調査員が期末に独立に実施する6ヵ月ごとの遡及調査の結果を相互に対比する調査である。1)と2)を個票レベルでマッチングすることによって当該標本調査地区の出生数を確定し、それをもとに州レベル母集団出生率を推計する標本調査である。インドではSRSの推計値が出生登録による集計値より信頼されている¹⁸⁾。そのため、SRSの州レベル推計値は出

生登録の州レベル集計値と対比され、出生登録のカバレッジ算定にも利用されている。だが、SRSと公民登録システム出生登録は、標本調査地区・村落において直接対比されるのではなく¹⁹⁾、SRSの州レベル推計値と出生登録の州レベル集計値が州レベルで対比されているに過ぎない。

近年インドでは、前述のNFHS（1992-93年、1998-99年、2005-06年調査）やDistrict Level Household Survey（1998-99年、2002-04年、2007-08年調査）などの標本調査において、女性の出産歴の遡及調査から出生率が推計されている。そうした推計値も出生登録数と対比できる。

しかし、以上のどの標本調査も、州レベル以上、あるいはせいぜい県（district）レベルの推計値を求めるのが限界である。そのため、末端の村落自治体における出生登録のカバレッジを評価するには不向きである。インドでは、標本調査のマイクロデータが提供されることがあるが、村落の特定が難しい。SRSの村落調査データも公表されていない。

だが、以上のように、個票レベルのマッチングを伴わない、集計値や推計値との単純な比較に基づくカバレッジ推計は、そもそも以下の3点において原理的に限界がある。

- (1) 2つの集計値同士の量的一致・不一致と同程度に、両集団の個票リストが実際にマッチ（match）するとは限らない。この場合、「マッチする」とは、データ照合の結果、お互いのデータが同一の存在に関するものと確認されることである。通常、個票レベルでマッチングを試みると、①X・Y集団相互にマッチするケース、②X集団にあってY集団にないケース、③Y集団にあってX集団にないケースの3つのケースに分かれる。したがって、X・Y両集団それぞれの総数がたとえ数字上で合致しても、集団同士の実際の関係は、外観と比べてはるかに複雑な構造になっていることが多く、

両集団の個票リストが正確にマッチするとは限らない。

- (2) 個票レベルのマッチングを伴わない、集計値同士の単純な比較では、不一致集団（すなわち、X集団にあってY集団にない不一致集団やY集団にあってX集団にない不一致集団）の個票リストがわからない。不一致集団の個票リストがないと、不一致集団の情報を再集計してその特徴を把握したり、不一致集団に対する聞き取り調査を体系的に実施することができない。このように、不一致集団の個票レベル情報がないと、カバレッジ誤差の原因究明はむずかしい。
- (3) 水増し登録や不詳な登録は、個票レベルでマッチングしないとチェックできない²⁰⁾。

4-3. 個票レベルのマッチングを伴う対比方式

したがって、出生登録のカバレッジを評価するためには、集計値・推計値との単純な比較ではなく、個票レベルのマッチングを伴う対比方式が必要である。

国連統計部は、個票レベルのマッチングを伴う対比方式を、直接法（direct methods of evaluation）と称して、4つに分類している²¹⁾。すなわち、直接法(i)：出生登録と死亡登録を個票レベルでマッチングする方法。例えば、乳児の死亡登録を当該乳児の出生登録と個票レベルでマッチングする方法等。直接法(ii)：出生登録を、行政記録や社会慣習上の記録と個票レベルでマッチングする方法。例えば、出生登録を、新入学児童リスト、病院記録、洗礼記録等とマッチングする方法。直接法(iii)：出生登録を、全数調査から得られた個票リストとマッチングする方法。直接法(iv)：二重記録システム。ただし、インドの二重記録システム（SRS）は、前述したように村落の公民登録システム出生登録と直接個票レベルでマッチングする方法ではないので、直接法(iv)を直接法(i)～(iii)と同列に扱う国連統計部の分類は適当とはいえない。問題は、直接法(i)

～(iii)である。

直接法(i)は、後に明らかになるように、出生登録自治体と死亡登録自治体が異なることが多いため、マッチングが必ずしも容易ではない。

直接法(ii)は、インドの村落出生登録を評価する上で有望な対比方式といえる。後述する村落母子保健事業従事者（アンガンワディ・ワーカー：Anganwadi Worker）や、保健所・学校が保有する業務記録のなかに、出生登録に対する比較基準として潜在的に利用価値の高い記録があるからである。だが、それらの業務記録の正確性は、州や村落によって大きく異なるから、それ自体検証が必要となる。その他に、村落自治体には選挙人名簿があるし、現在、国民人口登録（National Population Register）の構築が図られている。だが、それらの住民リストは成人のみを対象とするなど限界がある。

直接法(iii)も、村落出生登録を評価する上で有望な方法といえる。インドでは、通常、国勢調査の個票リストは利用できない。だが、中央政府地域開発省（Ministry of Rural Development）の2002年BPL（Below Poverty Line）センサスの個票リストは、同省の公式ページで村落毎に全て公開されている。BPLセンサスは、同省が貧困線以下世帯を特定するために開始した全数調査である。だが、BPLセンサスの正確性についてはインドで多くの議論があり、検証が必要である²²⁾。

既存の政府調査を利用するだけでなく、特定地域を対象に独自の全数調査を企画・実施し、出生登録とマッチングすることも可能である。実際、C. チャンドラシェカルとW. E. デミングは、すでに1947年にコルカタのシングル保健センター管轄区で出生登録とのマッチングを目的に全数調査を実施している²³⁾。

このように、インドには、村落をカバーする全数調査や行政記録のなかに、村落レベルの出生登録を検証する比較基準となる可能性

を秘めた情報ソースが少なからず存在する。しかし、それら情報ソースの正確性は村落によってまちまちであるため、それらを比較基準として利用するにはまだ課題が多い。

そこで本調査は、直接法(iii)の応用として、同一村落を対象とした民間学術団体の全数調査を比較基準に、出生登録と個票レベルのマッチングを伴う対比を行う。その上で、パンチャヤット関係者や村落住民の協力を得て、不一致集団の分析を行う。現在、インドでは、インド統計研究所や幾つかの大学・研究機関所属の農村研究者が共同運営する研究財団：Foundation for Agrarian Studies（FAS）²⁴⁾が、農民団体の助言によりインド各地から選出した典型的な村落について、全住民対象の詳細な村落データベース（以下、FASデータベースと略す）を作成し、諸村落の体系的モノグラフの作成を目指している。

5. 検証結果の考察

本研究は、FASが2007年5月に全数調査の対象にしたマハラシュトラ州Buldhana県Sangrampur郡Warwat-Khanderao村（総人口1,308人〔2001年国勢調査〕）を、翌2008年8月に訪問し、そこで村落自治体（村落パンチャヤット）の出生登録を検証した。検証は、当該村落自治体の出生登録と、同村落住民対象の2007年FAS全数調査データベースの間の、個票レベルのマッチングによって行った。マッチングは、2007年FAS全数調査データベースから検索した6歳未満子供リストと、FAS全数調査前の過去6年間（2002年5月-2007年5月）の出生登録者リストとの間で行なった。Warwat-Khanderao村の出生登録の窓口は村落自治体役場であり、正式の登録官は村書記官（Gram Sevak）が兼務していた。実際は村落自治体役場の用務員（Peon）が業務を代行していた²⁵⁾。出生登録簿の閲覧は村長（Sarpanch）と村書記官の協力で実現した。RBD Act, 1969は出生登録簿の調査を禁じて

いない（第17条）。2005年インド情報公開法第8条により、首長（すなわち村長）は、公共性と学術的な意義を認める場合、彼が認める範囲内でデータを閲覧に供することができる。

マッチングの結果は以下の通りであった。

FASの2007年全数調査時点で確認されたWarwat-Khanderao村の6歳未満の子供の数は130人、その全数調査前の過去6年間に村落出生登録に登録された出生件数（死亡者を除く）は69人であった。次に、FASデータベースから作成した6歳未満の130人の子供リストと、調査前の過去6年間の村落内出生登録の出生登録者リストを個票レベルでマッチングを試みた。子供の死亡・改名等による不照合は村長、用務員、住民の協力で補正した。それにも関わらず、Warwat-Khanderao村出生登録リストとFASデータベース子供リストがマッチした範囲はきわめて限定的であった（図表-3）。

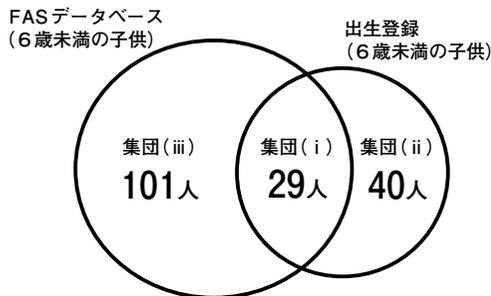
個票レベルの一致・不一致の結果から、子供集団は次の4つの集団に分類できる。

集団(i)：当該村落出生登録とFASデータベースの両方に含まれる子供集団

集団(ii)：当該村落出生登録に含まれるがFASデータベースに含まれない子供集団

集団(iii)：当該村落出生登録に含まれないがFASデータベースに含まれる子供集団

図表-3 FASデータベースと出生登録のマッチング



集団(iv)：当該村落出生登録とFASデータベースの両方に含まれない子供集団

集団(i)：当該村落出生登録とFASデータベースの両方に含まれる子供集団

Warwat-Khanderao村出生登録に登録された子供のうち、FASデータベースの6歳未満の子供リスト130人とマッチングした集団(i)の子供はわずか29人、すなわち22.3%に過ぎなかった。

集団(ii)：当該村落出生登録に含まれるがFASデータベースに含まれない子供集団

Warwat-Khanderao村出生登録に登録された子供のうち、FASデータベースに含まれないためにマッチしない集団(ii)の子供は40人であった。40人それぞれについて用務員の記憶をもとに村長及び一部村落住民と検討した結果、マッチしない理由は主に次の3点にまとめることができた。

- 1) 40人の子供のうち23人は、母親の実家がWarwat-Khanderao村にあるため、この村で出産し、RBD Act, 1969の施行規則に従って、21日以内にこの村に出生登録した。この地域では第1子出産のときに母親は自分の実家に戻る習慣がある。しかし、Warwat-Khanderao村はその子にとって出生地ではあるが常住地ではないため、FAS調査の時点には常住地に戻り、この村には不在であった。
- 2) 40人の子供のうち10人は、親の仕事、通院などのため、FAS調査時点にこの村に不在であった。
- 3) 40人の子供のうち7人はFAS調査から脱漏したが、FAS調査時にこの村に実在した。

集団(iii)：当該村落出生登録に含まれないがFASデータベースに含まれる子供集団

FASデータベースの子供リストのうち、

Warwat-Khanderao村出生登録に登録がないためにマッチしない集団(iii)の子供は101人いた。そこで、村長、通訳、FASスタッフ、筆者が一団となって、101人の子供のいる71世帯を順次回って親に聞き取り調査を行った。調査は、その子供の出生地点と出生登録の有無のみを確認する簡易調査であった。ユニセフ方式の質問項目のように出生証明書の提示を求める時間的余裕はなかった。出生登録有りの回答の真偽についてはそれ以上確認できなかった。聞き取り調査の結果、

- 1) 101人の子供のうち82人は、Shegaon, Akolaなど病院のある近隣の町や、母親の実家のある村落など、Warwat-Khanderao村以外の村落や町で出生し、そこで出生登録されていた。病院等医療施設での出生は当該医療担当者が届出人となって医療施設の所在自治体で出生登録される。
- 2) 101人の子供のうち18人は、村内・村外いずれの出生登録にも未登録であった。
- 3) 101人の子供のうち1人は、その世帯が村外に移住したため聞き取り不能であった。

集団(iv)：当該村落出生登録とFASデータベースの両方に含まれない子供集団

村落出生登録とFASデータベースの両方にカ

バレッジ誤差が認められることから、両方の子供リストから脱漏する子供集団の存在が推測される。だが、本研究の調査方法ではそれを確認することができなかった²⁶⁾。

以上、個票レベルでのマッチングの結果、登録官による水増し登録・不詳登録は見つからなかった。一方、マッチしない不一致集団の子供1人1人について、上記のように、不一致の原因を追求した結果、FASデータベースの6歳未満子供リストを再検証し、修正することが可能となった〈図表-4〉。FASデータベースは、2007年5月調査時点の人口のみを対象とするため、その時点で不在の常住人口について追加補正が必要である。集団(ii)の3)に該当する7人は明らかにFAS調査から脱漏した子供であるから、子供データベースへの追加が必要である。そして、集団(ii)の2)に該当する10人をWarwat-Khanderao村常住の子供リストに含めるか否かの解釈に応じて出生登録の数値には幅ができる。以上の修正から、Warwat-Khanderao村の村落出生登録のカバレッジは、この村落自治体に常住する6歳未満の子供147人のうち、36人～46人、率にして24.5～31.3%となる。村落出生登録にはそれ以外に6歳未満の23人の子供が含まれているが、それらの子供達は、母親が村

図表-4 総括表

	FASデータベース		(修正後)	
	人	%	人	%
6歳未満の子供総数 (b)	130	100.0	147	100.0
出生登録された6歳未満の子供	111	85.4	118-128	80.3-87.1
うち Warwat Khanderao村で登録 (r ₀)	29	22.3	36-46	24.5-31.3
うち Warwat Khanderao村以外の市町村で登録 (r ₁)	82	63.1	82	55.8
出生登録に未登録の6歳未満の子供	18	13.8	18	12.2
不明	1	0.8	11-1	7.5-0.7
FASデータベースにない出生登録された6歳未満の子供総数	40		23	
Warwat Khanderao村に村外から母親が帰省出産・登録 (r ₂)	23		23	
その他	17		0	

注) 常住者の出生件数を b, 常住者の村内出生登録, 村外出生登録を r₀, r₁, 非常住者の村内出生登録を r₂ とする。
資料) FASデータベースと2008年8月村落調査より作成

落外の嫁ぎ先から帰省して Warwat-Khanderao 村で出産したためにこの村落自治体で出生登録されただけであって、この村落自治体の常住者ではない。一方、聞き取り調査の結果を真と仮定すれば、Warwat-Khanderao 村に常住する 6 歳未満の子供 147 人のうち 82 人、つまり 55.8% は、この村落自治体以外のよその自治体で出生登録されている。そのため、Warwat-Khanderao 村かよその自治体か、そのいずれかで出生登録された子供の総数は 118~128 人、すなわち 80.3~87.1% となる。この数字は、2007 年 SRS によるマハラシュトラ州の出生登録率推計値 (91.5%) と 2005-2006 年 NFHS による同推計値 (80.0%, 農村部 76.2%) のたまたま中間に位置している²⁷⁾。それにも関わらず、この村落出生登録が常住する子供をカバーする比率 (24.5~31.3%) はそれより格段に低いということになる。

以上から末端村落の出生登録の実像について次の 2 つの知見を得ることができた。

(1) 村落常住者に対する出生登録のカバレッジは、当該村落以外のよその自治体で出生登録された子供を含めても、州単位で集計されたカバレッジと同様に不完全である。出生登録とマッチしない FAS データベース子供リストに基づく聞き取り調査の結果から、最終的に出生未登録の 18 人 (12.2%) の子供リストを割り出すことができた。FAS データベースにはそれら子供の個人属性・世帯属性データがあるから、18 人の子供の特徴が明らかになる²⁸⁾。未登録の子供は男 9 人女 9 人と性差がなかった。これは 2005-2006 年 NFHS の調査結果と符合する。未登録の子供 18 人のうち 11 人がイスラム教徒の家庭の子供であった。この地域ではイスラム教徒に日雇い農業労働者が多く、一般に社会経済的な弱者層、貧困層に属する。そのため社会的に排除された階層に属する家庭の子供が未登録になるケースが多いことになる。2005-2006 年 NFHS や

途上国対象のユニセフ方式の標本調査から、途上国の未登録の子供が特に貧困層に多いことがわかっている。一方、ユニセフ方式の標本調査では、親の教育水準が登録率と相関するという調査結果が出ているが、この村では、18 人の未登録の子供のうち非識字の父親を持つ子供はわずか 2 人であった (FAS データベースによると村落自治体の成人男性識字率は 83%)。

未登録の子供の父親の 1 人は、その子の出生を記した色彩豊かな占い図表を示し、こちらの方が (彼らのコミュニティにとって) 価値ある出生証明であると繰り返し強調した。一方、用務員は、村の街頭でスピーカーを用いて出生登録キャンペーンを行なったことがあると証言した。実際、ほとんどの住民は出生登録とは何であるかを知っていた。イスラム教徒の初老の男性は、孫の将来のことを考えて、出生後数年を経た最近になって登録手続きをしたと証言した。Warwat-Khanderao 村はコンパクトに固まった集落であるため、村落自治体役場までの距離は近い。だが、未登録の子供の母親の 1 人は、村書記官が週に 2 日しか村落自治体役場に来ないので²⁹⁾、登録に行く機会を逸したと説明した。

(2) 村落常住者の出生登録のカバレッジを村落単位で見ると、その実像は、州単位で集計されたカバレッジと全く様相が異なっていた。すなわち、Warwat-Khanderao 村出生登録がカバーする常住人口は、この村に常住する 6 歳未満の子供 147 人のうちの 118~128 人 (80.3~87.1%) ではなく、実は、わずか 36 人~46 人 (24.5~31.3%) に過ぎないことが判明した。すなわち、村落 i の常住者の出生件数を b_i 、その村落内出生登録を r_{0i} 、村落外出生登録を r_{1i} 、そして非常住者の村落内出生登録を r_{2i} とすると、インドの村落 i における b_i に対する出生登録のカバレッジは、 $(r_{0i} + r_{1i})/b_i$ や $\Sigma(r_{0i} + r_{2i})/\Sigma b_i$

ではなく、実は、それをはるかに下回る r_{0i}/b_i であることが再認識されたのである³⁰⁾。インドの出生登録の届出様式には母親の常住地の記入欄があるが、出生地自治体と常住地自治体との間で連絡制度が確立していない。すなわち、村落 i の常住者のよその自治体での出生登録 r_{1i} は、いつまでたっても村落 i に伝達されない。そのため、この村落に常住するのによその自治体で登録された子供達 r_{1i} は、この村落自治体の出生登録から見ると、姿の見えない存在となるのである。しかも、Warwat-Khanderao村には病院等の医療施設がないため、子供が当該村落自治体以外の医療施設で出生し、そこで登録される可能性は一層大きい。多くの途上国の出生登録は同様に発生地主義であり常住地主義ではない³¹⁾。したがって、発生地主義の出生登録を採用する途上国に関する限り、これは普遍的な問題となる可能性がある。

6. 地方分権化と村落出生記録

インドでは1992年の憲法改正以降、地方分権化が進み、国家、州政府の集権的な官僚機構から民選の県・郡・村落各自治体（パンチャヤット）への権限の委譲が進行している。この地方分権化の過程で、住民自治に基づく社会開発のために出生登録の価値が問い直されている³²⁾。上記のように、村落内出生登録のカバレッジの水準が、州単位で集計される公表カバレッジの水準と比較しても、著しく低水準であるということは、村落出生登録が、村落自治体から構造的に疎遠な関係にあることを意味する。村落自治体にとって、村落常住人口のごく一部しかカバーしない出生登録を法的・行政的に利用するのはむずかしい。そのような出生登録は、村落における母子保健・医療、貧困対策、初等教育の対象者リストや年齢確認文書として利用価値が低い。たしかに、マクロな統計： $\Sigma(r_{0i}+r_{2i})$ を $\Sigma(r_{0i}+r_{1i})$

の近似値と看做して、国内・州内常住者対象のマクロな公共政策に利用するならば、それは論理的に根拠のないことではない。対象地域が広域になればなるほど Σr_{1i} と Σr_{2i} は相殺関係になる（同一広域圏内の他の自治体での登録数は、同一広域圏内の他の自治体からの非常住者登録数と等しい）ため、国家・州レベルの集計値は $\Sigma(r_{0i}+r_{2i}) \doteq \Sigma(r_{0i}+r_{1i})$ となりうるからである。したがって、発生地主義の出生登録が、国家・州政府の集権的でマクロな公共政策に統計的に利用される限り問題はそれほど顕在化しない。しかし、地方分権化によって、村落自治体が常住者対象のミクロレベルの公共政策の新たな立案・実施主体として期待されるに伴い、当該村落の $r_{0i}+r_{1i}$ とそのリストは必須となる。それにも関わらず、村落内出生登録は $r_{0i}+r_{2i}$ のリストでしかなく、 r_{1i} を含まない。これは問題であるといわざるを得ない。登録行政の官僚が出生登録カバレッジを向上させようと下部機関に働きかけても、草の根レベルの地域住民がそれに呼応するとは限らない。

地方分権化に伴う村落自治体のこうした新しいデータ需要にどう応えるべきかという問題は、現在インドが直面するきわめて重要な課題である³³⁾。インド政府の専門委員会：High Level Expert Committee on Basic Statistics for Local Level Developmentは、村落自治体の新しいデータ需要に応えるために、村落母子保健事業に従事するアンガンワディ・ワーカーや、保健所職員が保有する業務記録に注目している³⁴⁾。とりわけ、アンガンワディ・ワーカーは³⁵⁾、公民登録システムとは独立に、業務遂行上の作業用データとして、村落内の子供レジスター（Child Register）を作成・保管している。このレジスターは公式の法的文書ではない。だが、アンガンワディ・ワーカーの業務が、村落内の妊婦支援・母子保健・幼児ケアを対象としているため、このレジスターは、当該村落に常住する母親を基

準に出産を記録する常住地主義の出生記録である（当該村落の実家に一時的に戻ってきた母親の出産は別途記録）。すなわち、アンガンワディ子供レジスターは、 r_{1i} を積極的に包含する構造になっているため、 $r_{0i}+r_{1i}$ のリストに限りなく近い出生記録である。そのため、村落に常住する子供に対するカバレッジが公民登録システムの出生登録を上回る。現時点で、Warwat-Khanderao村自治体は村落母子保健事業に実質的な権限を行使するほど権限強化されていないため、公民登録システム出生登録とアンガンワディ子供レジスターをリンクさせ、相互に比較・調整するまでに至っていない。しかし、今後、住民自治の発達に伴い、それが現実化する可能性がある。実際、村落住民自治のインドにおける先進地域では、そうした複数の出生記録をリンクさせデータ共有するシステムが確立している。例えば、FASが2005年に調査した西ベンガル州Bardhaman県Raina I郡Raina村の村落自治体は、村のアンガンワディ監督官、保健所職員、役場職員を村落自治体役場に月1回招集して定例会議を開き、出生記録の共有を図っている。この定例会議でアンガンワディ・ワーカーの出生記録と保健所職員の保有する医療施設の出生記録が照合され、データの交換・結合が図られているのである。結果数値は村役場の掲示板に公表される。西ベンガル州では、1997年以來、村落レベルの公民登録システム出生・死亡登録の責任を村長に移管したため、村落自治体が出生諸記録の調整責任を負うことになったのである。もっとも、Raina村では、発生地主義の公民登録システムの出生登録より、常住地主義のアンガンワディ子供レジスターの方がはるかに信頼され、よく利用されている³⁶⁾。

出生登録のない子供がつねに村落の社会生活から排除されるわけではない。公式の出生登録がなくとも、諸制度は事実上運用されるのが通常だからである。近隣の地方都市Sheg-

aonの弁護士は、この地域では相続年齢要件の証明に、公式の出生登録ではなく、村長による年齢証明が効力を持つと説明した。村書記官は、小学校入学の際に出生証明書が必ず求められるはずであると主張したが、その主張に反して、小学校の校長は、出生証明書を提出する親はきわめて少ないと説明した。初等教育の普遍化を推進する小学校の立場から、出生証明書のない子供も受け入れざるを得ないからである。小学校教員は毎年独自に村落各世帯を巡回調査し、5歳に達した子供の親に入学準備を促す通知を出している。通常、アンガンワディ・ワーカーがこの巡回調査用世帯リストの準備を支援している。

だが、本研究は、出生登録から脱漏する子供に村落社会の社会経済的弱者層、イスラム教徒の家庭の子供が多いことを確認した。こうした社会経済的弱者層を対象に村落自治体が公共政策を立案・実施しようとしても、公民登録システム出生登録は利用できないことになる。1992年の改正インド憲法は、指定カースト・指定部族、女性をはじめとして、村落社会でこれまで弱者層に甘んじてきた人々の政治参加を制度化した。今後、住民自治の拡充に伴って、これまで村落で疎外されていた社会経済的弱者層が村落の政治に参加するようになれば、出生未登録の子供の存在も問い直されてくる可能性がある。だが、その場合でも、発生地主義による出生登録の構造的制約は依然課題として残るのである。

5. むすびにかえて

本研究は、出生登録制度が未整備な途上国の出生登録の実態を、インドの村落自治体の出生登録を事例に検証した。その結果、インド人の出生登録率はそもそも低水準であるにも関わらず、村落住民が自分の暮らす村落自治体の出生登録に登録される比率はそれよりはるかに低水準であるということがわかった。村落常住者のよその自治体における登録が無

視できない規模に達するからである。出生地での登録は常住地での登録より簡便であるため途上国で広く普及している。村落常住者が常住村落以外で出生登録されて出生証明書が発行されたとしても、その登録情報が、常住村落の自治体に伝達されることはない。たとえば、ITネットワークが普及しても、途上国村落自治体の統治能力と自治体ネットワークはまだ発展途上である³⁷⁾。そのため、村落自治体の出生登録を見る限り、姿の見えない村の子供の数は、国際機関・国家・州政府レベルの公表数字よりはるかに大きい。

だが、近年、途上国においても、出生登録情報を出生者の常住地自治体に伝達する仕組みや、アンガンワディ子供レジスターのような常住地主義の出生記録と関連づけられた新たな登録制度を構想する段階に入っている。途上国でも地方自治体への分権化が進行し、住民自治に基づく社会開発のために出生登録の価値が問い直される段階に入っており、様々な取り組みがあるからである。それにも関わらず、地方分権化と住民自治のために発地主義に基づく出生登録にいかなる限界があり、それを克服する指針について、国連統計部が十分検討しているとはいえない³⁸⁾。現在、国際的指針：Principles and Recommendations for a Vital Statistics Systemの第3版へ

の改訂が国際的に議論されているが、この問題は未だ言及されていない。

Warwat-Khanderao村は、インドの全国平均より良好な出生登録水準を誇るマハラシュトラ州内の村落であるから、インドや途上国村落の実態を表す代表的な村落とはいえない。別の村落でも調査が必要であろう。本研究の経験から、出生登録と住民リストが村落単位ではごく一部しかマッチしないことがわかったので、出生登録とのマッチングとユニセフ方式の村落住民全数調査を組み合わせた新たな調査方法を検討する必要がある。

出生登録統計は、行政記録をベースとする業務統計のなかで、ほぼすべての国に存在する最も基礎的かつ普遍的な統計の一つである。本研究は、これまで十分研究されていない途上国の行政記録統計を研究する重要な糸口といえる。

謝 辞

*本論文は、Foundation for Agrarian Studiesと、インド、マハラシュトラ州Buldhana県のWarwat-Khanderao村住民との共同調査の成果である。関係者には深く感謝申し上げたい。ただし、本論文の不十分な点はすべて筆者の責に帰するものである。

注

- 1) UNICEF, Innocenti Research Centre (2002 : 1)。
- 2) UNICEF (2009 : 5)。この数字に中国の数字は含まれない。
- 3) インドの村落自治体 (=村落パンチャヤット) は複数の村落 (village) から構成されることが多いが、Warwat-Khanderao村は単一の村落で構成されている。
- 4) 本論文のデータは、インドの研究財団：Foundation for Agrarian Studiesとの共同調査の成果、Okabe and Surjit (2008) をベースにしている。
- 5) その成果については、United Nations (2001) を参照。
- 6) ユニセフの出生登録に関する統計分析は、UNICEF (2005) を参照。
- 7) 世界各国の出生登録のカバレッジ情報とデータソースの一覧について、国連統計部は、〈http://unstats.un.org/unsd/demographic/CRVS/CR_coverage.htm〉で、ユニセフは、〈http://www.childinfo.org/birth_registration_tables.php〉で公表 (2011年7月確認)。
- 8) United Nations (1949 : 9, 21), United Nations (1950 : 8), 及びUnited Nations (1979 : 10) を参照。

- 9) United Nations (2010)。国連統計部のこの問い合わせに対する回答率は低い。
- 10) ただし、出生登録ではなく、標本調査等をベースに出生統計を報告する国も少なくない。United Nations (2010 : 333, 338-348)。
- 11) UNICEF (2009 : 5)。
- 12) International Institute for Population Sciences (2007 : 45-47)。
- 13) インドの出生・死亡登録の歴史とその構造については、岡部(2001)を参照。
- 14) Registrar General, India (1998 : 1-2)。
- 15) United Nations (2001 : 82)。
- 16) UNICEF and Government of India (2001)、及びInternational Institute for Population Sciences (2007)。
- 17) United Nations (2001 : 93)。
- 18) ただし、SRSも出生率を過小推計しているという調査結果がある。Government of India (2010 : 33)。
- 19) 2001年7-12月SRS調査において各村落全住民の出生登録を確認する特別調査票が試験的に導入されたが、結果がまだ公表されていない。Government of India (2010 : 35)。
- 20) Chandrasekaran and Deming (1949 : 112)。
- 21) United Nations (2001:86-87)。これは、'Micro discrepancy analysis'の一形態といえる。OECD (2002 : 53-54)。
- 22) Bakshi and Okabe (2008 : 14, 20-22)、及びRamachandran, Usami and Sarkar (2010)を参照。
- 23) Chandrasekaran and Deming (1949)。
- 24) <http://www.agrarianstudies.org/> (2011年7月確認)。
- 25) 用務員は、最近、HIVに感染して失明したが、住民達の厚意により、妻の介助で業務を継続することが認められている。
- 26) 国連統計部は、上記の集団(iv)を推計するために、Chandra-Deming式による推計を推奨している。だが、村落レベルで出生登録と全数調査をマッチングする際、非居住者の村内登録と居住者の村外登録を登録リストから除外すると、この推計式が適用できる範囲は限定的である。United Nations (2001 : 87)。Chandra-Deming式については、Chandrasekaran and Deming (1949)。
- 27) Warwat-Khanderao村は、FASが2001年国勢調査「村落要覧 (Village directory)」を利用して選出した調査村落候補リストの中から、マハラシュトラ州の農民団体が代表的な事例村落として推薦した村落の一つである。しかし、この村落が出生登録状況という点において代表性があるとは限らない。FASの村落選出方法については、Nagaraj (2008) 参照。
- 28) 18人の子供の詳細なリストは、Okabe and Surjit (2008 : 232)。
- 29) 村書記官は、村落自治体の正職員。州政府から俸給を受ける官選の職員である。同村の村書記官は、3つの村落を担当するため、同村には週に2日、近隣都市Shegaonから通勤してくる。
- 30) C. チャンドラシェカールとW. E. デミングは、シングル保健センター管轄地域の出生登録に関する同様のマッチング調査において常住者の村落内登録 r_{0i} と村落外登録 r_{1i} を区別していない。この点が彼らの調査の最大の問題点である。彼らが区別したのは非常住者の病院等医療施設での出産のみである。Chandrasekaran and Deming (1949 : 110)。
- 31) United Nations (1985 : 29)。
- 32) Government of India (2001 : para 2.7.8)。「公民登録システムは、… (中略) …第73次、第74次憲法改正が求める、地方レベルの保健・家族福祉事業を計画する基礎となる潜在的可能性を秘めている。だがこのシステムには欠陥がある…」
- 33) Okabe (2011)。
- 34) Government of India (2006 : 17)。
- 35) 「アングワディ (Anganwadi)」とは、ユニセフと世界銀行の支援でインド政府が1975年に開始した事業：Integrated Child Development Services (ICDS) により各村落に設立された子供と母親のケアセンターである。パートタイム女性により運営されている。0-6歳の子供と母親のケアが主目的である。妊婦や子供の栄養支援・予防接種、子供の保育施設の運営の拠点である。アングワディ・ワーカーは、村落を巡回するために住民リスト (Village Survey Register) も保有している。Bakshi and Okabe (2008 : 14-16)。

- 36) Bakshi and Okabe (2008 : 16)。Raina村 Bidyanidhi集落 [総人口669人 (2001年国勢調査)] のアンガンワディ子供レジスターについては, Bakshi and Okabe (2008 : 17)。Warwat-Khanderao村のアンガンワディ子供レジスターについては, Okabe and Surjit (2008 : 226-227)。
- 37) 農村自治体のITネットワーク化政策の先進州, 西ベンガル州においても村落自治体のネットワーク化はまだ成功していない。Government of West Bengal (2009 : 145-146)。
- 38) United Nations, Statistics Division (2011) 参照。各国の提出ペーパーは <http://unstats.un.org/unsd/demographic/meetings/egm/CRVS2011/list_of_docs.htm> (2011年9月確認) 参照。国連統計部は, 第2版で「ほとんどの出生・死亡は常住地で発生する傾向がある」[United Nations, Statistics Division (2001 : 60)] と説明していた。

参考文献

- 岡部純一 (2001), 「インドにおける出生・死亡登録のカバレッジは何を意味するか」『統計学』第81号, 経済統計学会。
- Bakshi A. and Okabe J. (2011), Panchayat Level Data Bases : A West Bengal Case Study, *CITS Working Paper 2011-02*.
- Chandrasekar C. and Deming W. E. (1949), "On a method of estimating birth and death rates and the extent of registration", *Journal of the American Statistical Association*, vol. 44, No. 245.
- Government of India (2006), *Report of High Level Expert Committee on Basic Statistics for Local Level Development*.
- Government of India, Central Statistics Office (2010), *Manual on Vital Statistics*.
- Government of India, National Statistical Commission (2001), *Report of National Statistical Commission* (<http://mospi.nic.in/Mospi_New/site/inner.aspx?status=2&menu_id=87> (2011年7月確認)。
- Government of West Bengal (2009), Panchayat and Rural Development Department, *Annual Administrative Report 2008-2009*.
- International Institute for Population Sciences (2007), *National Family Health Survey (NFHS-3) 2005-2006*, Volume I.
- Nagaraj K. (2008), *A Note on Methods of Village Study*, Studying Village Economies in India : A Colloquium in Chalsa (<http://www.agrarianstudies.org/UserFiles/File/S4_Nagaraj_A_Note_on_Methods_of_Village_Study.pdf> (2011年7月確認)。
- OECD (2002), *Measuring the Non-Observed Economy : A Handbook*.
- Okabe J. (2011), Data Needs in the Panchayat : A New Statistical Domain Emerging in Rural India, *CITS Working Paper 2011-01*.
- Okabe J. and Surjit V. (2008), *Village-level Birth Records : A Case Study*, Studying Village Economies in India : A Colloquium in Chalsa (<http://www.agrarianstudies.org/UserFiles/File/S8_Okabe_and_Surjit_Village_level_Birth_Records.pdf> (2011年7月確認)。
- Ramachandran V. K., Usami Y. and Sarkar B. (2010), "Lessons from BPL Censuses", *The Hindu*, April 20, 2010.
- Registrar General, India (1998), *Handbook of Civil Registration*, fourth edition.
- UNICEF (2005), *The 'Right' to Start to Life*.
- UNICEF (2009), *Progress for Children*.
- UNICEF and Government of India (2001), *Multiple Indicator Survey-2000 : India Summary Report*.
- UNICEF, Innocenti Research Centre (2002), "Birth Registration : Right from the Start", *Innocenti Digest*, No. 9, UNICEF.
- United Nations (1949), *Demographic Yearbook 1948*.
- United Nations (1950), *Demographic Yearbook 1949-50*.
- United Nations (1979), *Demographic Yearbook Special Issue : Historical supplement*.
- United Nations (2010), *Demographic Yearbook 2008*.

- United Nations, Statistics Division (2001), *Principles and Recommendations for a Vital Statistics System, Revision 2*.
- United Nations, Statistics Division (2011), *Final Report of the Expert Group Meeting*, United Nations Expert Group Meeting on International Standards for Civil Registration and Vital Statistics Systems, 27-30 June 2011, New York.
- United Nations, Statistical Office (1985), *Handbook of Vital Statistics System and Methods. Volume II : Review of National Practices*.

Birth Registration in Local Government in the Developing World :

Micro Discrepancy Analysis of Village-level Birth Records in India

Jun-ichi OKABE

(Yokohama National University)

Summary

This paper examines incomplete birth registrations in the village *panchayat* in India in order to study birth registration in local governance in the developing world. The registrar's list of births for a village and the list based on an existing house-to-house canvass for the same village were systematically matched, item by item. As a result of this matching, we found that the coverage of the *panchayat* birth register for residents was much lower than the coverage estimated using national-level or state-level statistics, because many children were born outside the village and were registered in the locality where the birth took place. Birth information is not delivered to the *panchayat* at the place of usual residence of the child. The number of children invisible in the *panchayat* birth register is much larger than the official figures at international, national and state levels. This registration system is not useful for village-level local governance.

Key Words

Registration of Births, Matching, Place of Usual Residence, Panchayat, Local Governance